

寄附金控除についてのお知らせ

私ども公益社団法人3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構に寄附をしていただいた個人又は法人は、それぞれの確定申告において優遇税制措置を受けることができます。

優遇税制措置は法人であれば所得控除となり、個人であれば所得控除か税額控除を選択することができます。

個人が税額控除の優遇措置を受けるためには、当法人が税額控除対象公益法人であるとの「税額控除に係る証明書」の交付を受ける必要がありましたが、平成28年6月9日付で内閣総理大臣からこの証明書の交付を受けたため、同日以降の個人からの寄附金につきましては、従来の「所得控除」に加え、「税額控除」のいずれかの税制優遇措置を選択できるようになりました。

この税制優遇税制措置につきましてご説明いたします。

<賛助会員>

お支払い頂く賛助会費は個人・団体共に全額寄附金として扱われます。

<サポーター会員>

年会費1万円、1万円を超える金額が寄附金として税制優遇の対象となります。

これらの寄附金については確定申告時に所得控除・税額控除のいずれかを選択してください。

<寄附金額についてご留意頂くこと>

サポーター・賛助会員のいずれにつきましても寄附金額の最低額は設定していません。ただし、寄附金額が2,000円以下の場合は寄附金額から2,000円が控除されますので事実上税制優遇措置を受けることはできませんのでご注意ください。

なお、地方税も税制優遇措置を受けることができますが、詳しくは各自治体にお尋ねください。

以下に、税制優遇措置の仕組みについて簡単にご説明いたします。

●税額控除（個人のみ）の計算例

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率} - [(\text{寄附額} - 2,000\text{円}) \times 40\%] = \text{税額}$$

計算式の例

- ① 1万円を寄附→3,200円が所得税から控除
(10,000円-2,000円) × 40% = 3,200円
- ② 10万円を寄附→39,200円が所得税から控除
(100,000円-2,000円) × 40% = 39,200円
赤字の金額が所得税額から控除されます。

●所得控除（個人・法人）の計算例

個人の場合

$$[\text{所得金額} - (\text{寄附額} - 2,000\text{円})] \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

所得金額 900万円を超え1,800万円以下 税率 33%
所得金額 1,800万円を超え4,000万円以下 税率 40%

法人の場合

会社等の法人が当法人へ寄附した場合には、通常の場合とは別枠で損金算入額が増額されます。

損金算入の限度額の計算は次の式によります。

下記の I 又は II のうちいずれか少ない金額

$$\text{I } (A + B) \times 0.5 = \text{損金算入限度額}$$

$$A \cdot \cdot \text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} \div 12 \times 0.375\%$$

$$B \cdot \cdot \text{寄附金支出前の所得金額} \times 6.25\%$$

II 当法人への寄附額